令和８年（フ）第３６５号
静岡県浜松市中央区佐鳴台三丁目61番308号、前住所静岡県浜松市中央区飯田町663番地プラム102
債務者　宮田　篤志
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８０５号
神戸市長田区堀切町14番10号　寿マンション103号
債務者　渡邉　勝治
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８１５号
神戸市東灘区住吉東町４丁目２番11号　マンション幸301号、従前の住所神戸市灘区大石東町４丁目１番６－６号
債務者　小幡　誠治
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２１号
神戸市垂水区青山台６丁目１番１－18号
債務者　山本　次郎
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２５号
神戸市北区上津台５丁目14番９号
債務者　今井　詩織
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１０号
神戸市東灘区深江本町３丁目４番４－702号
債務者　Ｍｅことワッフル中毒こと荒木摩有子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１４号
神戸市兵庫区福原町20番３号リトル湊川２Ａ
債務者　西　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９１５号
兵庫県三田市けやき台３丁目46番地７
債務者　亀井　義人
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２５号
神戸市兵庫区新開地１丁目３番26号　湊川コーポ301号
債務者　宮本　風里
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９９号
香川県高松市屋島西町2288番地11　プラドール裕Ｂ101
債務者　中原　洋和
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４１号
長崎県島原市上新丁一丁目4981番地６　田中アパート５号
債務者　谷　　里子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
青森県八戸市大字根城字下町40番地４
債務者　極檀　　葵
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第６３８号
仙台市青葉区栗生５丁目22番地の８　Ｔ’Ｓハウスマローネ１
債務者　佐藤　　透
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５８号
仙台市宮城野区岩切分台３丁目14番地の９　ａｄｖａｎｃｅｒⅣ－102
債務者　池田　伸子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９００号
仙台市太白区西中田５丁目21番26号　わたなべコーポ203
債務者　荒川　晴香
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
宮城県東松島市小野字中央３番地１　市営小野中央住宅　402号室
債務者　富士渓衣舞
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
秋田県潟上市天王字長沼64番地120
債務者　小松　智子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部